

答 申

1 審査会の結論

「〇〇警察署 平成〇〇年第〇〇〇〇番の事件の資料の全部（埼玉県個人情報保護条例第19条の裁量的開示をお願い致します。）」の開示請求につき、埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成23年9月20日付けで行った「犯罪事件受理簿（〇〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）の部分開示決定、「裁定書（平成〇〇年〇月〇〇日 〇〇警察署）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）の部分開示決定及び「〇〇警察署 平成〇〇年第〇〇〇〇番の事件の資料の全部（同条例第19条の裁量的開示をお願い致します。）のうち、訴訟に関する書類」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）の開示をしない旨の決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成23年9月8日付けで「〇〇警察署 平成〇〇年第〇〇〇〇番の事件の資料の全部（同条例第19条の裁量的開示をお願い致します。）」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成23年9月20日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報1について部分開示決定（以下「本件処分1」という。）及び本件対象保有個人情報2について部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行うとともに、条例第21条第2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報3について開示しない旨の決定（以下「本件処分3」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関の上級庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成23年11

月18日付けで本件処分1ないし3の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、平成24年1月11日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について、平成24年2月1日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、平成24年3月5日、審査請求人から意見書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について、平成24年4月25日、諮問庁からの意見聴取を行った。

オ 当審査会は、本件審査請求について、平成24年7月19日、審査請求人から意見書の提出を受けた。

カ 当審査会は、本件審査請求について、平成24年7月25日、審査請求人から意見書の提出を受けた。

キ 当審査会は、本件審査請求について、平成24年8月23日、審査請求人から意見書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件処分1について

ア 犯罪事件受理簿について

本件対象保有個人情報1は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第62条に犯罪事件を受理したときは、犯罪事件受理簿に登載しなければならないと規定されているものであって、当該事件の処理経過等を明確にするために作成される書類である。

イ 不開示情報について

(ア) 警部補以下の職員の氏名

警部補以下の職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえないことから、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名を開示することにより当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第5号に該当するものと認められる。

(イ) 認知端緒、証拠品、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出及び時効年月日の各欄並びに届出受理者及び臨場者の各欄のうち捜査に支障を及ぼすおそれのある情報

窃盗被疑事件について、警察が、いつ、どのように事件を把握し、処理したかなど事件の詳細な内容が記載される箇所であり、開示することによって、捜査の手の内を明かすこととなり、同種の事件を企図する者等の犯行を容易にするなど公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第5号に該当するものと認められる。

(ウ) 告訴・告発関係、犯罪日時、被害程度、被害者及び備考の各欄

当該不開示部分には、窃盗被疑事件の被害者の人定事項及び聴取内容に係る情報が記載されている。これらを開示することにより、被害者の権利利益を害するおそれがあるばかりでなく、被害者が関係者に見られることをおそれて届出や供述を躊躇し、結果として事案の正確な把握が困難となり、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第3号、第5号及び第7号に該当するものと認められる。

(エ) 検挙関係、送致（付）及び送致（付）先の各欄

当該不開示部分には、開示請求者本人が刑の執行等を受けたか否かが記載されており、開示することにより、開示請求者本人の不利益になるおそれがあり、個人の権利利益が害される情報であることから、条例第17条第1号に該当する。

(2) 本件処分2について

ア 裁定書について

本件対象保有個人情報2は、事件の処理方針等について警察署長に報告するために作成された文書である。

イ 不開示情報について

(ア) 警部補以下の職員の氏名及び印影について

上記(1)イ(ア)に同じ。

(イ) 被疑者情報のうち、警察活動に支障を及ぼすおそれのある情報

当該不開示部分には、本件事案を裁定する際の参考情報として、捜査の過程において入手した情報が記載されている。開示されることを前提として作成することとなれば、警察官が主体的な判断により当該参考情報を記載することに消極的となり、その結果、警察署長が参考情報を把握することが困難となり、本件事案を適切に裁定する措置がとられなくなるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当すると認められる。

(ウ) 事案の概要及び捜査に支障を及ぼすおそれのある情報

上記(1)イ(イ)に同じ。

(3) 本件処分3について

ア 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第4章の規定は、適用しない。」と規定している。

訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含み、例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれるものである。また、平成16年1月16日大阪地方裁判所判決においては、「裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当」とされている。

イ 条例第60条第2項の該当性について

条例第60条第2項は、「第4章の規定は、・・・法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。」と規定している。

条例第60条第2項は、刑事訴訟法第53条の2第2項等の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例第4章の適用除外規定を設けたものである。中でも「訴訟に関する書類」に記録された個人情報は、条例に基づく自己情報の開示請求とは別の制度に委ねられているものである。

「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用除外としている趣旨は、①捜査、公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②類型的に機密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであるとともに、開示することにより犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであること、③刑事訴訟法第47条では「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と規定していること、④被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めるなど、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が体系的に定められていることによる。

本件対象保有個人情報3は、被疑事件に関して作成し、又は取得された書類であるため、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定の適用を受ける訴訟に関する書類に該当することから、条例第60条第2項の規定に基づき、条例第4章の規定の適用を受けないものと認められる。

(4) 裁量的開示について

審査請求人は、開示請求書及び審査請求書において、条例第19条による裁量的開示を求めると主張している。

確かに、条例第19条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第17条第8号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有

個人情報を開示することができる。」と規定し、条例第17条第1号から第7号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができる」とされている。

不開示部分には、警部補以下の職員の氏名、捜査状況等が記録されているが、これらの情報は、条例第17条第1号、第3号、第5号又は第7号に規定する不開示情報である。当該不開示情報は、不開示として保護すべき利益を害してまでも、特別に開示すべき必要はない情報であることから、条例第19条の規定に基づく裁量的開示を行わなかったものと認められる。

(5) 実施機関は、上記判断を経て、本件処分1ないし3を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

審査請求人及び諮問庁の主張と本件対象保有個人情報1ないし3について調査審議した結果、当審査会は以下のように判断する。

(1) 本件処分1について

ア 本件対象保有個人情報1について

本件対象保有個人情報1は、犯罪捜査規範第62条に犯罪事件を受理したときは、犯罪事件受理簿に登載しなければならないと規定されているものであって、当該事件の処理経過等を明確にするために作成される書類である。

実施機関は、本件対象保有個人情報1の一部について不開示とする本件処分1を行っているので、不開示部分の不開示情報該当性について、以下検討する。なお、審査請求人は、「警部補以下の職員の氏名」については本件審査請求の対象外としているので、当審査会において判断しない。

イ 「認知端緒、証拠品、事件処理簿番号、刑法犯認知情報票、被害記録、速報手配・解除日、処理経過、書類提出及び時効年月日の各欄並びに届出受理者及び臨場者の各欄のうち捜査に支障を及ぼすおそれのある情報」について

(ア) 実施機関は、当該不開示部分について、警察が、いつ、どのように事件を把握し、処理したかなど事件の詳細な内容が記載される箇所であり、開示することによ

って、捜査の手の内を明かすこととなり、同種の事件を企図する者等の犯行を容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第5号に該当すると主張している。

(イ) 条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報としている。ここで、公共の安全と秩序の維持への支障の有無は、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するものであり、実施機関たる警察本部長の第一次判断が尊重されること、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであれば、「相当な理由」が認められると解される。

(ウ) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、当該不開示部分には、警察が、いつ、どのように本件事案を把握し、処理したかという情報が記載されており、これらは、犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び進捗状況に関する情報であると認められる。

かかる情報が開示されると、本件事案における捜査の詳細だけでなく同種事件における捜査手法等が明らかとなることから、捜査の手の内を明かすこととなり、同種事件を企図する者に証拠隠滅のヒントを与え対抗措置又は防衛措置を講じられるなど犯行を容易にするおそれがあると認められる。

そうすると、実施機関が当該不開示部分を開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることについては、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであり、相当の理由があると認められる。

したがって、当該不開示部分は、条例第17条第5号の不開示情報に該当する。

(エ) なお、審査請求人は、事件処理簿番号、被害記録、書類提出及び時効年月日等は、名前と日付であり、実質的に「捜査の手の内をあかすこととなり、同種の事件を企図する者等の犯行を容易にする」ものではなく、条例第17条第5号に該当しない旨主張するが、いずれの情報も捜査の手の内を明かすこととなり、同種事件を企図する者に証拠隠滅のヒントを与え対抗措置又は防衛措置を講じられるなど犯行を容易にするおそれがあると認められることは上記(ウ)のとおりであるから、かかる主張は採用できない。

ウ 「告訴・告発関係、犯罪日時、被害程度、被害者及び備考の各欄」について

(ア) 実施機関は、当該不開示部分には、本件事案の被害者の人定事項及び聴取内容に係る情報が記載されており、これらを開示することにより、被害者の権利利益を害するおそれがあるばかりでなく、被害者が関係者に見られることをおそれて届出や供述を躊躇し、結果として事案の正確な把握が困難となり、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第3号、第5号及び第7号に該当すると主張している。

(イ) 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報としている。また、条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報としている。さらに、条例第17条第7号本文は、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を包括的に不開示情報としている。

(ウ) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、「被害者」欄は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものと認められるので、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

また、「告訴・告発関係」、「犯罪日時」、「被害程度」及び「備考」欄には、開示請求者以外の個人から聴取した内容に関する情報が記載されており、これらの情報を開示すると、被聴取者が関係者に見られることをおそれて届出や供述を躊躇し、結果として事案の正確な把握が困難となるおそれがあると認められる。したがって、開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第17条第7号の不開示情報に該当するとともに、実施機関が犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があると認められるので、条例第17条第5号の不開示情報に該当する。

(エ) なお、審査請求人は、本件事案は既に公訴時効となり捜査は終了したので、実質的に警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は捜査の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれがあるとはいえ、条例第17条第7号及び第5号に該当しない旨主張するが、本件事案の公訴時効が完成しても上記のおそれは認められるので、かかる主張は採用できない。

エ 「検挙関係、送致（付）及び送致（付）先の各欄」について

（ア）実施機関は、当該不開示部分について、開示請求者本人が刑の執行等を受けたか否かが記載されており、開示することにより、開示請求者本人の不利益になるおそれがあり、個人の権利利益が害される情報であることから、条例第17条第1号に該当すると主張している。

（イ）当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、当該不開示部分は、開示請求者本人が本件事案について刑の執行等を受けたか否かがわかる部分であり、前科又は犯罪経歴に関する情報であると認められる。

ところで、前科及び犯罪経歴の有無は、人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、その取扱いには格別の慎重さが要求される極めて機微な情報である。そのため、特定の個人が前科又は犯罪経歴を有するか否かについては、たとえ本人の求めがあったとしてもこれを本人に対して開示する制度は存在しないところ、条例に基づく開示請求においてかかる情報が開示されることとなると、開示請求者が就職等の際に前科及び犯罪経歴の審査目的で開示請求結果の提出を求められ、その結果、開示請求者本人の前科及び犯罪経歴の有無という極めて機微な情報が本人以外の者に明らかとなるという不利益を受けるおそれが認められる。

したがって、当該不開示部分を開示することにより、開示請求者の生活を害するおそれがあると認められることから、条例第17条第1号の不開示情報に該当する。

オ 以上のことから、本件処分1は妥当である。

（2）本件処分2について

ア 本件対象保有個人情報2について

本件対象保有個人情報2は、本件事案の処理方針等について警察署長に報告するために作成された文書である。

実施機関は、本件対象保有個人情報2の一部について不開示とする本件処分2を行っているので、不開示部分の不開示情報該当性について、以下検討する。なお、審査請求人は、「警部補以下の職員の氏名及び印影」については本件審査請求の対象

外としているので、当審査会において判断しない。

イ 「被疑者情報のうち、警察活動に支障を及ぼすおそれのある情報」について

(ア) 実施機関は、当該不開示部分について、本件事案を裁定する際の参考情報として、捜査の過程において入手した情報が記載されており、開示されることを前提として作成することとなれば、警察官が主体的な判断により当該参考情報を記載することに消極的となり、その結果、警察署長が参考情報を把握することが困難となり、本件事案を適切に裁定する措置がとられなくなるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号に該当すると主張している。

(イ) 当審査会において本件対象保有個人情報2を見分したところ、当該不開示部分には、警察官が捜査の過程において入手した参考情報が記載されていることが認められる。

ところで、本件対象保有個人情報2は、事件の処理方針等について警察署長に報告するために作成される文書であり、警察署長は、そこに記載された情報を総合的に考慮して処理方針等を判断するものと認められる。

しかるに、かかる情報が開示されると、警察官が捜査の過程において入手した参考情報を記載することに消極的となり、その結果、警察署長が参考情報を把握することが困難となり、事件を適切に裁定する措置がとられなくなるおそれが認められる。

したがって、当該不開示部分を開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号の不開示情報に該当する。

(ウ) なお、審査請求人は、本件事案は、既に公訴時効となり捜査は終了したので、実質的に警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、条例第17条第7号に該当しない旨主張するが、本件事案の公訴時効が完成しても上記のおそれは認められるので、かかる主張は採用できない。

ウ 「事案の概要及び捜査に支障を及ぼすおそれのある情報」について

(ア) 実施機関は、当該不開示部分について、警察が、いつ、どのように事件を把握し、処理したかなど事件の詳細な内容が記載される箇所であり、開示することによって、捜査の手の内を明かすこととなり、同種の事件を企図する者等の犯行を容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であること

から、条例第17条第5号に該当すると主張している。

(イ) 当審査会において本件対象保有個人情報2を見分したところ、当該不開示部分には、警察が、どのように本件事案を処理したかという情報が記載されており、これらは、犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び進捗状況に関する情報であると認められる。

しかるに、かかる情報が開示されると、本件事案における捜査の詳細だけでなく同種事件における捜査手法等が明らかとなることから、捜査の手の内を明かすこととなり、同種事件を企図する者に証拠隠滅のヒントを与え対抗措置又は防衛措置を講じられるなど犯行を容易にするおそれがあると認められる。

そうすると、実施機関が当該不開示部分を開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることについては、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであり、相当の理由があると認められる。

したがって、当該部開示部分は、条例第17条第5号の不開示情報に該当する。

(ウ) なお、審査請求人は、本件事案は、既に公訴時効となり捜査は終了したので、実質的に捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、条例第17条第5号に該当しない旨主張するが、本件事案の公訴時効が完成しても上記のおそれは認められるので、かかる主張は採用できない。

エ 以上のことから、本件処分2は妥当である。

(3) 本件処分3について

ア 本件対象保有個人情報3について

本件対象保有個人情報3は、本件事案の捜査に関して作成し、又は取得された書類であり、司法警察職員が保管しているものと認められる。

実施機関は、本件対象保有個人情報3について、条例第60条第2項により条例第4章の規定が適用されないとして不開示とする本件処分3を行っているので、本件対象保有個人情報3に対する条例の規定の適用の可否について、以下検討する。

イ 本件対象保有個人情報3に対する条例の規定の適用の可否について

(ア) 条例第60条第2項は、「第4章の規定は、(中略)法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定

の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。」と規定している。そして、刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しない旨を規定している。

(イ) 刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告人事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用から除外した趣旨は、①「訴訟に関する書類」については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告人事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものであると解される。そして、同条の「訴訟に関する書類」は、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解される（大阪地方裁判所平成16年1月16日判決参照）。

(ウ) しかるに、本件対象保有個人情報3は、本件事案の捜査に関して作成し、又は取得された書類であり、司法警察職員が保管しているものであることから、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当し、条例第60条第2項により、条例第4章の規定は適用されないこととなる。

(エ) なお、審査請求人は、本件事案は既に公訴時効となっており、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当しない旨主張する。

しかし、刑事訴訟法第53条の2の文理上、既に公訴時効の完成した刑事事件に係る記録が「訴訟に関する書類」から除外され、これが条例に基づく保有個人情報

の開示請求の対象となるという解釈は採り難い上、実質的に見ても、このような記録であっても、典型的に秘密性が高く、一般に開示するのを相当としないという点において、時効完成前の刑事事件に係る記録と異なるところはないと認められる。

したがって、審査請求人のかかる主張は、採用できない。

ウ 以上のことから、本件処分3は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 裁量的開示について

条例第19条は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると実施機関が認める場合に裁量的開示を認めたものである。

審査請求人は、本件事案が送致されていないため刑事確定訴訟記録法等の制度を利用する権利を行使できないという不利益を受けており、また、本件事案で多大な精神的苦痛と大変な迷惑を受け病気になるという被害を受けたので、条例第19条の「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」に該当する旨主張するが、かかる事情を考慮しても、「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」とは認めなかった実施機関の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くなどの事情は認められず、裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。

イ 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 1月11日	諮問を受ける（諮問第55号）
平成24年 2月 1日	諮問庁から理由説明書を受理
平成24年 3月 5日	審査請求人から意見書を受理

平成24年 4月25日	諮問庁からの意見聴取及び審議
平成24年 5月24日	審議
平成24年 7月19日	審査請求人から意見書を受理
平成24年 7月25日	審査請求人から意見書を受理
平成24年 7月26日	審議
平成24年 8月23日	審査請求人から意見書を受理
平成24年 9月25日	審議
平成24年 9月28日	答申